

道の駅「朝霧高原」で初めての道路占用許可

～新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用～

道路管理者として感染対策に協力

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置（コロナ占用特例）として、テイクアウトやテラス営業などを行う際の道路占用における許可基準を緩和しております。

静岡国道事務所では、9月1日に中部地方整備局が管理する国道で初めてコロナ占用特例による道路占用を道の駅「朝霧高原」で許可しました。

- 概要：コロナ占用特例を適用することで、道路占用許可基準が緩和され、店舗前のオープンスペースにテント、テーブル及びイスの設置が可能となります。
これにより、新型コロナウイルス感染リスクを低減しつつ、地域の名品である「富士宮やきそば」や「あさぎり牛乳ソフト」等の飲食を楽しむことが可能となります。

□ 占用場所 道の駅「朝霧高原」：下記の売店前

□ 占用物件 テント、テーブル、イス

東側売店前 設置イメージ



南側売店前 設置イメージ

